

新築、増改築、リフォームされる方に助成します。

平成29年度 寒河江市住宅建築推進事業補助金

主な対象工事

- ・住居の新築（木造一戸建て）、増改築、リフォーム、部分補強
給湯器、太陽光発電、バリアフリー化、外壁や屋根塗装、
内装工事（畳、ふすま、壁クロス替え）、サッシの入れ替え
車庫、物置の新築、融雪工事 等

- ★寒河江市内の建築、建設業者と契約する事。
- ★平成30年3月10日までに完了報告書を提出する事。
- ★市税の滞納が無いこと。

住宅の新築・・・上限30万円

増改築、リフォーム工事・・・上限20万円

その他要件により最高上限額が40万円となる場合があります。

以前この事業をご利用された方でもご利用が可能となりました。
また、内容が複雑化しておりますので、先ずはお問合せ下さい。

補助金対象工事かどうか、また補助金額などお調べ致します。